

# 平成 20 年度 診療報酬改定における主要改定項目(案)

## 中央社会保険医療協議会「改正(案)」答申書

### ◇ 検体の評価体系の見直し

#### 第1 基本的な考え方

医療の根幹をなす各種検査は診断や治療に必須のものであり、その質の確保は重要な課題となっている。しかしながら、必要な検査が必要な時に速やかに実施できない状況は、診療の障害であるとともに、患者の不利益につながることとなるため、検査の迅速性や24時間対応等について重点的な評価をする一方、判断料を見直すなど、検査の評価体系の一部を見直す。

#### 第2 具体的な内容

外来において実施する迅速な検査や24時間対応が可能な体制についての評価を引き上げる一方、判断料の評価を引き下げる。

#### ◇ 【外来迅速検体検査加算】 1点 → 5点 (△4点)

**現 行:** 入院中の患者以外の患者に対して実施したすべての検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合に算定する。(5項目まで)

**改正案:** 入院中の患者以外の患者に対して実施した以下の検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合に算定する。(5項目まで)便潜血反応検査、末梢血液一般検査、HbA1c、プロトロンビン時間測定、繊維素分解産物(FDP)測定等

#### ◇ 【検体検査判断料】

尿・糞便等検査判断料	34点	→	34点	→
血液学的検査判断料	135点	→	125点	▼(10点)
生化学的検査(I)判断料	155点	→	144点	▼(11点)
生化学的検査(II)判断料	135点	→	144点	△(9点)
免疫学的検査判断料	144点	→	144点	→
微生物学的検査判断料	150点	→	150点	→

### ◇ 【病理学診断の重要性に着目した評価】

#### 第1 基本的な考え方

病理学的検査の重要性に鑑み、現在は「第3部 検査」として評価されている病理学的検査を、「第13部 病理診断」として評価するとともに、既存の項目について、病理診断の進歩を踏まえて、実際の診療に即したものに再編成する。加えて、検査として特定入院料に包括評価されている病理学的検査診断・判断料を、病理医の技術料として包括外として評価する。

#### 第2 具体的な内容

##### 1 「第13部 病理診断」の新設と算定項目の再編成

現 行		改 正 案
第3部 検査 第2節 病理学的検査料	→	第13部 病理診断
第1款 病理学的検査実施料	→	第1節 病理標本作製料
【病理組織顕微鏡検査】	→	【病理組織標本作製】
電子顕微鏡加算	→	【電子顕微鏡病理組織標本作製】
免疫抗体法加算	→	【免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製】
【その他の病理組織検査】		
1 エストロゲンレセプター検査		1 エストロゲンレセプター
2 プロジェステロンレセプター(PgR)検査		2 プロジェステロンレセプター
3 HER2タンパク		3 HER2タンパク
		4 その他
【病理組織迅速顕微鏡検査】	→	【術中迅速病理組織標本作製】
【細胞診検査】		【細胞診】
1 婦人科材料		1 婦人科材料
2 その他		2 その他
【HER2遺伝子】		【HER2遺伝子標本作製】
第2款 病理学的検査診断・判断料	→	第2節 病理診断・判断料
【病理診断料】		【病理診断料】
【病理学的検査判断料】	→	【病理判断料】